

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和8年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

1 処分の原因となった事実

建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

2 建設業の許可の全部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した建設業の種類
	商号または名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R8.2.4	(株)三雄	原 孝義	大津市勸学1-5-8	(般-6) 第13730号	と・解
R8.2.6	小西冷機工業(株)	小西 康之	長浜市八幡東町429-1	(般-2) 第61753号	管
R8.2.6	(有)匠ガーデン	川尻 信暁	草津市片岡町842-4	(般-3) 第22548号	園
R8.2.10	(株)N&C	柿内 功考	米原市能登瀬387	(般-5) 第61800号	と
R8.2.10	大石建設	大石 實子	長浜市木之本町田部812	(般-4) 第70151号	土・と・管・舗・塗・園・水
R8.2.12	小林電機商会(株)	小林 みち子	蒲生郡日野町大窪725	(般-6) 第40162号	電・管
R8.2.18	宮崎造園	宮崎 桂輔	野洲市虫生235-2	(般-3) 第23193号	園
R8.2.20	(株)フライングキャ タピラー一級建築士事 務所	中谷 弘志	守山市今浜町2530-1	(般-6) 第23325号	建・大・屋・タ・鋼・内

3 建設業の許可の一部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した建設業の種類
	商号または名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R8.2.4	(株)メンテナンスセンター	山中 正文	栗東市川辺513-1	(般-2) 第21773号	電・管
R8.2.9	(株)向茂組	向 春美	東近江市今崎町514-4	(般-2) 第41156号	管
R8.2.20	旭鋼機(株)	田井中 亨	東近江市五個荘河曲町345	(般-3) 第40073号	鋼・水
R8.2.24	(株)セイキョーホーム	棚池 隆巳	彦根市松原町3651-31	(般-3) 第51766号	土・と・石・鋼・舗・しゅ・水
R8.2.25	近江度量衡(株)	小谷 俊彦	草津市東矢倉3-11-70	(般-2) 第11645号	消
				(特-2) 第11645号	電